

北九州市立地域交流センター運営要綱

この要綱は、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例並びに北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則に定めるもののほか、北九州市立地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営の方針）

第1条 地域交流センターは、次の各号に掲げる事項を運営の方針とする。

- (1) 地域交流センターは、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて各種事業を実施するものとする。
- (2) 地域交流センターは、だれもが気軽に利用できるよう、幅広い住民の利用を視野に入れた事業を展開し、利用促進を図るものとする。
- (3) 地域交流センターの運営に当たっては、利用者や社会福祉団体、各種ボランティア等の各種地域団体及び関係行政機関等との連携を図るものとする。
- (4) 地域交流センターは、つねに中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営するものとする。

（事業）

第2条 地域交流センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 社会調査及び研究事業
住民ニーズ、地域の特性及び実情に即した効果的な事業を展開するために必要な調査や研究を行うこと。
- (2) 相談事業
生活上の相談や人権に関わる相談に応じるとともに、自立支援のための適切な助言指導を行うこと。
- (3) 啓発及び広報活動事業
人権問題に関する理解と認識を深めるため、日常生活に根ざした啓発及び広報活動を行うこと。
- (4) 地域交流事業
各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等をとおして地域住民の交流促進を行うこと。
- (5) その他、地域交流センターの設置目的を達成するために必要な事業

（運営協議会）

第3条 館長は、地域交流センター活動の円滑な推進を図ることを目的として、地域交流センターの事業・運営に関する事項について意見を聞くため、地域交流センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開くものとする。

- 2 運営協議会の構成員は、社会福祉協議会、自治会・老人会・婦人会・その他地域住民の代表者、小学校・中学校PTA連合会、学校教育機関・社会教育施設・社会福祉施設、関係行政機関とするほか、館長が特に必要と認められる者とする。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(暴力団等の使用の制限)

第5条 館長は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の使用又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による暴力団を利用する目的での使用は、承認しない。

2 館長は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の承認を取り消すものとする。

(使用の不承認)

第6条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(使用の承認申請の受付)

第7条 使用の承認申請は、使用しようとする日の1月前から受け付けるものとする。但し、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の条件)

第8条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を承認することができる。

(使用の承認の取り消し等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当するとき、使用の承認を取り消し、又は条件を変更する（以下「使用承認の取消し等」という。）ことができる。

- (1) 使用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段で承認を受けたとき。
- (3) 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 前項及び第5条第2項の規定に基づく使用承認の取消し等により使用者が受けた

損害については、市は賠償の責任を負わない。

（使用料の減免）

第 10 条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定に基づき、使用者が次の各号の一に該当するときは、各室使用料及び設備・器具使用料を減免する。

- (1) 市の主催により使用するとき。
- (2) 市と共催により使用するとき。
- (3) 市内に事務所を有する社会福祉団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体若しくは自治組織又はこれらに準ずる団体が、その目的のために使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、北九州市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料の不返還）

第 11 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責任によらない理由により使用できないときは、その全額を返還する。

（複写機等の使用）

第 12 条 複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）を使用しようとする者は、館長に申し出、その承認を受けなければならない。

2 複写機等の使用については、管理上支障があるとき、又は館長が適当でないと認める場合は、使用することができない。

3 複写機等を使用する場合の料金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 複写料 1 枚 10 円
- (2) 印刷料 原紙 1 枚 50 円
印刷 1 枚 3 円（用紙持込みは 2 円）

（使用者の守るべき事項）

第 13 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用人員は、使用部分に収容できる人員を越えないこと。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可なくして特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (7) 使用を終えたとき又は第 5 条第 2 項若しくは第 9 条第 1 項の規定に基づく使用承認の取消し等を受けたときは、直ちに原状に回復して職員 の 検 査 を 受 け た 後 返 還 す る こ と。
- (8) 使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立ち入り)

第 14 条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第 15 条 使用者が施設若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(使用承認申請書)

第 16 条 使用承認申請書は様式 1 及び様式 2 による。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 9 条及び第 10 条は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。